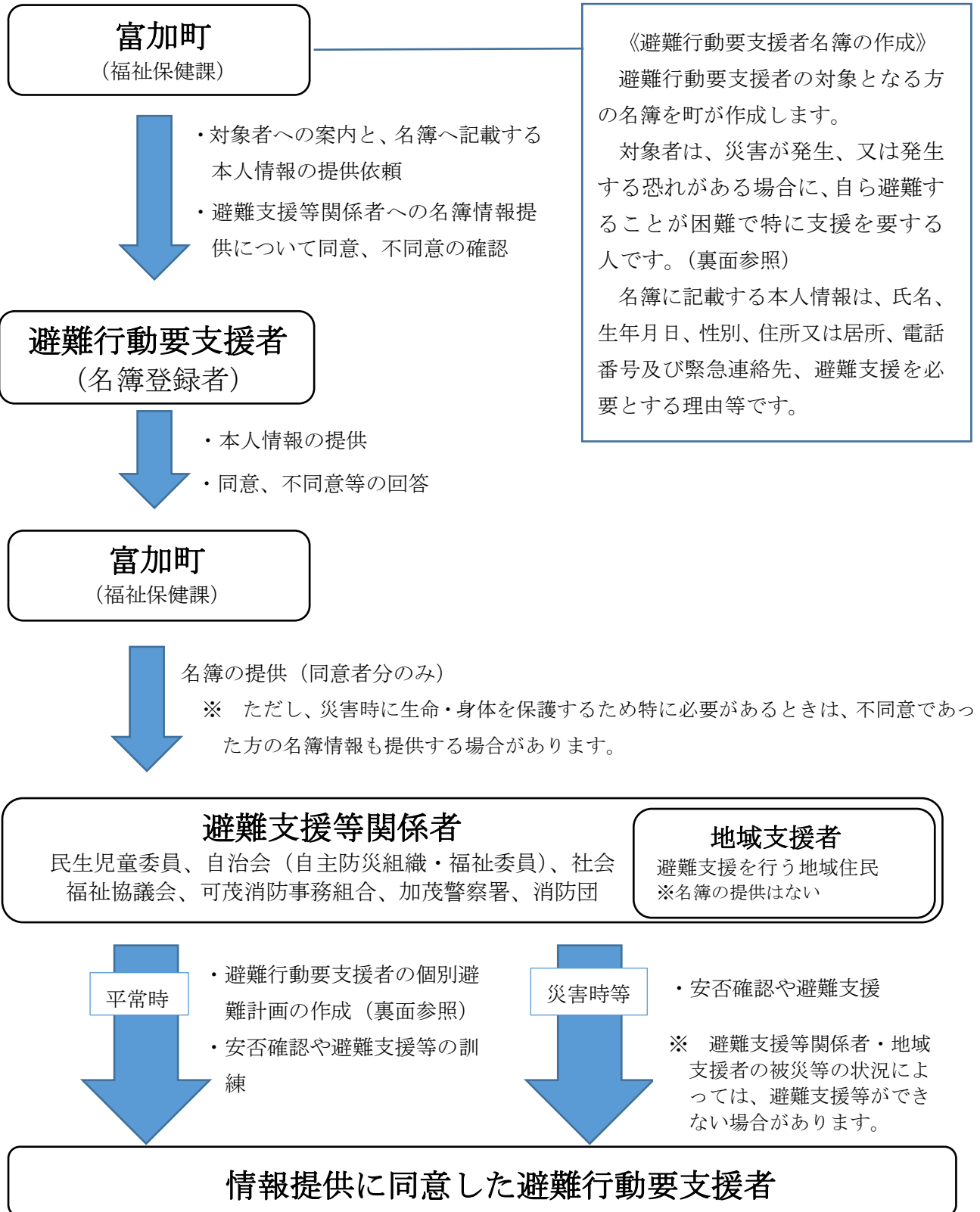


富加町避難行動要支援者支援プランの概念図

(令和5年2月1日修正版)

このプランは、富加町地域防災計画の下位計画であり、災害が発生、又は発生するおそれがある場合の避難行動要支援者対策を具体化したものです。



- ・個別避難計画作成時に避難支援等関係者に支援が必要な理由等を詳しく伝えます。
- ・避難支援が受けられないことも想定し、家具転倒防止や自宅の耐震化に努めます。

《名簿の登録対象者》

- ・ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属している者
- ・ 介護保険の要介護認定者（要介護3～5）
- ・ 身体障害者手帳所持者（1・2級）
- ・ 療育手帳所持者（A・B判定）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1・2級）
- ・ 難病、小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている者
- ・ 富加町災害時要援護者登録実施要綱第4条の規定に基づく「災害時要援護者リスト」に登録されていた者
- ・ その他、特に支援が必要と認められる者（日中独居の高齢者や日本語に不慣れな外国人、妊婦など）

《個別避難計画の作成、管理等》

（1）個別避難計画作成の目的

災害が発生、又は発生のおそれがある時は、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなくてはなりません。そのためには、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰がどのように避難支援をするのか具体的に定めておく必要があります。

（2）個別避難計画の作成者

避難行動要支援者の避難支援は地域での支援が中心となるため、地域の民生児童委員と自治会（自主防災組織・福祉委員）、地域支援者が協力し、避難行動要支援者本人やその家族と直接相談しながら個別避難計画を作成します。

（3）個別避難計画の管理

個別避難計画は地域で避難行動要支援者を支援するために町（福祉保健課）が原本を管理し、地域の民生児童委員、自治会（自主防災組織・福祉委員）、地域支援者に複写を渡します。

（4）個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は変動することが予想されるため、地域の民生児童委員と自治会（自主防災組織・福祉委員）は定期的に個別避難計画の見直しを行います。